様式２

契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約により契約を締結するので、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１３７条第６項第２号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年11月2日

山梨県立考古博物館

契約の目的となる役務の名称	大津横田遺跡（第４次）発掘調査に係る業務委託
委　託　期　間	令和8年11月16日　　から　　令和9年2月12日　　まで
数　　量	別紙のとおり
契約の相手方の選定基準	所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれに準ずる者であること。
契約の相手方の決定方法	見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
契約の申し込みの方法	令和8年11月10日（火）午後5時までに山梨県立考古博物館、総務課までに見積書を提出すること。
そ　の　他	連絡先　　山梨県立考古博物館 電話　０５５－２６６－３８８１

別紙

費目・工種・施工名称など	予定数量	単位	金額	備考
遺跡発掘作業	1,276 (22×58)	人		単価には人件費･材料費等、事務費を含む。6.0時間/人

所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律３７条第１項に規定するシルバー人材